

広報専門委員長よりごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。日ごろより、農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、農地の適切な利用と担い手の確保、農業振興のためにさまざまな取組を進める上で、地域の皆様からの温かいご支援とご協力を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

地域に根ざした農業を営むにあたり、地域による農地条件の違いが課題と考えておりますが、さらに近年では、気温上昇と極端な気象（豪雨・干ばつ）が作物の生育リズムを乱し、収量変動や品質低下を招いています。また、クマ出没による農産物被害と農作業の不安等、新たな問題が増えています。

南陽市の農地を守り、次世代につないでいくことを見据えて、農地の適正な利用を図るための活動、そして、若い世代への魅力ある農業の継承を推進する情報等をお伝えしていきたいと思います。

本年も「つくる人」と「食べる人」をつなぐ架け橋として、情報発信に努め、地域の安全・安心と皆様の豊かな生活を願い、農業の健全な発展のために広報活動に取り組んでまいります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



広報専門委員会
委員長 浅野 厚司

今そこにある危険！クマ被害の現状

クマ被害の報道が、ニュース番組のたびに流れています。クマによる農作物被害や農作業の不安と隣り合わせの我々農家にとって、数カ月前にはクマやイノシシの話をしても現実味のある話とは捉えられなかったのが、今では、危険が他人事ではないことが広く知れ渡り、各方面で対策が立て始めています。

例えば、昨年の6月の早朝、熊野大社の石段でクマの目撃情報がありました。宮内小学校の正門にパトカーが数台あるだけで、普段通り集団登校をしていました。当時は、今の状況からは考えられないくらい危機感がなかったのです。

クマによる各種被害を防ぐためにも、早期に長期的な対策を講じていく必要があると思います。そこで、クマ対策に3つ提案です。

1つはクマの個体数を減らすことです。エサ不足のため農地や市街地に出没すると言われますが、クマの個体数が増えすぎたために、なお一層のエサ不足に陥っていると考えられるからです。

2つ目はクマの専門家がよく指摘する、農地や市街地と山林との間に、緩衝地帯を設けるということです。しかし、現在の中山間の農地は離農などのためほとんど山林化して、緩衝地帯を設けることは困難です。そこで、現在耕作している中山間地の農地を緩衝地帯とみなす取組を提案したいと思います。その農地での農作物の被害、目撃情報があれば、速やかに箱わなの設置、中山間農地を維持するための助成などが必要で、国県市がリーダーシップを發揮し、地域と一体となったクマの市街地への侵入を防ぐための対策が急ぎ求められています。

3つ目は、私達が身近でできる、不要果樹や食物残さなどのクマの誘引物となるようなものを放置せずに除去することです。市民一人一人がそうした身近なところから取り組んではいかがでしょうか。



(山岸誠)

「地に根ざし、次代につなぐ農業」を合言葉に

新 春を迎えて、農業者の皆さま、地域の皆さまに心よりお慶び申し上げます。さて、昨年は春先の大雪と低温、夏の記録的な猛暑と少雨、そして秋の、最近では記憶にないような長雨と気象の変動に悩まされた一年でした。改めて自然と向き合う農業の厳しさと、気象変動への備えの必要性を痛感したところです。

また、「令和の米騒動」と呼ばれた米不足、価格高騰も記憶に新しいところです。作付の減少や天候不順、流通の停滞が重なり、需要の不安定さが露呈しました。かつての米余りから一転し、時代は大きく変わりつつあります。

現在の米価については数字の上では上昇していますが、肥料、燃料などの生産コストの高騰を考えれば生産者にとっては、むしろようやく適正な水準に戻りつつあります。今後は消費者の方々にも理解が得られる安定した価格と、生産者が安心して作ることのできる環境整備が課題です。

本年は「地に根ざし、次代につなぐ農業」を合言葉に、地域の知恵と力を活かした持続可能な農業を目指してまいります。農地の適正な利用や担い手支援、意欲ある農業者の育成など、農業委員会として使命を果たしながら公正で信頼される運営に努めてまいります。



南陽市農業委員会
会長 高橋 善一

令和7年度 県農業委員会大会 参加報告



▲県農業委員会大会が盛大に開催されました

山形県農業委員会大会が、11月5日(水)やまぎん県民ホールを会場に開催され、各市町村の委員約700名が参加しました。開会行事に続き、表彰では、本市農業委員会事務局の嶋貫信一郎係長が感謝状を授与されました。誠におめでとうございます。

その後、一般社団法人全国農業会議所植田智己事務局長より「最近の農業情勢と地域計画の実現・プラッシュアップに向けた農業委員会活動」と題し、地域計画実現に向けた農業委員会の体制強化などについての講演がありました。また、活動事例報告として、飯豊町安部数幸会長より「一般社団法人ふあーむなかつがわの取組について」と題し活動報告がありました。

最後に、各市町村の3月までに策定した「地域計画」の実現に積極的に取り組むことなどを盛り込んだ大会宣言を採択し、全日程を終了しました。

(松田繁徳)

農業委員会現地研修会参加報告 ~富山県・石川県~



▲ドローン操縦体験の様子

(岸田一徳)

28歳で意を決して代表取締役に就任した56歳の社長の話と農場見学を通して、江戸時代から続く農業を、時代の変化に合わせながら後世へとつなぐ先見の明と覚悟を実感した有意な研修となりました。

(錦礼子)



▲ぶどうの森研修風景

〔広報専門委員会〕

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽
委 委 委 委 委 委 委
員 員 員 員 員 員 員
鈴 岐 山 菊 錦 松 神 浅
木 田 岸 地 錦 松 田 尾 野
雄 一 誠 直 子 繁 德 篤 志
一 徳 直 子 繁 德 篤 志
（神尾篤志）

編集後記

明けましておめでとうございます。昨年は日本各地で農地、住宅街にクマが出没し、残念ながら本市でも人が襲われる事態が発生しました。荒廃農地が人界と山林の距離を縮めた一面もあったのですが、これがまた、街にクマが出没する事態が発生する原因となっています。

昨年の現地研修会では、スマート農業による管理の省力化、農業者から消費者への魅力ある情報の発信を視察することができます。これらを活かして農地を有効に利用し、地域の皆様と農業者の橋渡しに貢献したいと思います。

11月10日から11月12日にかけて富山県と石川県に視察研修に行きました。

1件目の研修先は富山市にある「スマート農業普及センター」でした。ここはスマート農業に対する農家の理解と普及を促進させるための研修所で、GPSを活用したトラクター、田植機、コンバインを体験でき、私たちはドローンのシミュレーターを使って操縦体験をしてきました。

現時点では導入コストの高さがネックとなりなかなか普及していないが、将来の高齢化の中で農業経営を維持していくためには大切な技術だと感じてきました。

11月10日から11月12日にかけて富山県と石川県に視察研修を行つてきました。

○スマート農業普及センター



「まるいもちゃん」の絵柄入りの箱で販売▼

○岡元農場

2件目の研修先「岡元農場」では、高品質米と伝来百年の加賀丸いも（ブランド山芋）をさらに百年先へとつなげていく取組について話を伺いました。

具体的には、機械装置やドローンなどのスマートDX機器導入にあたっての法人化、5年毎の経営計画策定による目標の見える化、商工会加入による6次産業化への挑戦、トヨタカイゼンの農業への導入等、時代の流れにのった情報を伺いました。

28歳で意を決して代表取締役に就任した56歳の社長の話と農場見学を通して、江戸時代から続く農業を、時代の変化に合わせながら後世へとつなぐ先見の明と覚悟を実感した有意な研修となりました。

(菊地直子)

いうことでしたら、自然豊かな里づくりは必ず成し遂げられることを確信する研修でした。

野菜畑・養魚池・果樹林、花畑が織りなす、人と農と自然をつなぐ豊かな景色は、まだ発展途中とづくりは必ず成し遂げられることを確信する研修でした。

○ぶどうの森

3件目の研修先「ぶどうの森」では、2haの畑で50種類ものぶどうを栽培し、直売から、カフェ、レストラン、洋菓子店を営み、蒸留所でジンも作っている大企業でした。年々増える耕作放棄地やイノシシに荒らされる里山を自然豊かに未来へつないでいくため、「ラシエット（料理の一皿）プロジェクト」に取り組んでいると伺いました。

野菜畑・養魚池・果樹林、花畑が織りなす、人と農と自然をつなぐ豊かな景色は、まだ発展途中とづくりは必ず成し遂げられることを確信する研修でした。

相続登記はお済みですか？

相続登記がされない、相続未登記の土地が全国的に増加し、周辺の環境悪化や土地の利活用の妨げになるなど、様々な問題の要因になっています。

このような背景から、相続登記を義務化する新しい制度が令和6年4月1日からスタートしています。

相続登記とは

亡くなった人が所有していた不動産（土地・建物）の名義を、相続人に変更する手続のこと。

相続未登記によって生じる問題は？

土地を所有していた方が亡くなった場合、相続人の間で遺産分割がまとまるまで、その土地は全ての相続人の共有財産になります。

相続登記を行わないままさらには時間が経過すれば、相続人が下の世代にまで拡大。その結果、相続人の探索が困難になり、土地の管理や利活用の妨げになります。

また、管理不十分な土地が病害虫・野生動物の住処になるなど、周辺環境に影響が及ぶことがあります。

相続登記の義務化の内容は？

①相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。

②遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内にその内容を踏まえた登記を申請しなければならない。

①、②ともに正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



○相続登記は、相続人自身、または司法書士に依頼して法務局に申請します。

相続登記について詳しくは相続登記相談センターや法務局にお問合せください。

相続登記相談センター (☎ 0120-13-7832)

山形地方法務局米沢支局 (☎ 0238-22-2148)

農業者年金は農業者にメリットの多い年金です！

節税につながる措置が充実しています

保険料は全額が社会保険料控除の対象

所得税や住民税の節税につながります。

また、経営主が、生計を一つとする配偶者や後継者の保険料を支払った場合には、その合計額を経営主の所得から控除できます。

将来受け取る年金は公的年金控除の対象です。

保険料の額は自分で選択できます

通常加入の場合、保険料は月2万円（35歳未満で政策支援の対象とならない方は1万円）から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択でき、いつでも見直しができます。

個々の経営状況や老後設計に合わせた選択が可能な自由度の高い年金です。

終身年金で一生涯をサポートします

年金は、自身が支払った保険料とその運用益を原資として生涯支給されます。

このことにより、老後の生活に一定の所得が確保されます。

もし、80歳前に亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金が支給されます。

加入要件は3つ

①年間60日以上農業に従事

②20歳以上65歳未満

③国民年金第一号被保険者

（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）

※国民年金の保険料納付免除者を除く
(任意脱退・再加入も可能です。)